# 国民年金保険料 学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、所得の少ない学生が、申請により保険料の納 付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、障 害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

#### 対象

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学し、 前年所得が基準以下の方または退職(失業)等の理由がある方

128万円 + (扶養親族の数×38万円) + 社会保険料控除等 ※対象とならない学校があります。

#### 申請期間

4月から、令和6年度分の受け付けを開始します。承認された場合は、 4月から令和7年3月までの納付が猶予されます。

また過去に納め忘れがある場合は、2年1か月までさかのぼって申請 できます。

#### 必要なもの

- ①マイナンバーカード(個人番号がわかるもの)もしくは基礎年金番号が わかるもの(基礎年金番号通知書または年金手帳等)
- ②学生証(コピー可)または在学証明書

### 注意点

学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間 (受給資格期間)に算入されますが、**年金額には反映されません**。この期 間を10年以内に納付(追納)すると、年金額に反映されます。

田間住民課国保年金班 ☎84-1214

## 国民年金基金からの お知らせ

国民年金基金は、自営業者や フリーランスの方々が、ゆとりあ る老後を過ごせるよう、国民年 金に上乗せする公的な年金です。

加入できる方は、20歳以上 60歳未満の国民年金の一号被 保険者の方、60歳以 165歳未 満の方や海外に居住されている 方で、国民年金に任意加入され ている方です。

基本は終身年金なので、生涯 にわたって年金を受け取ること ができます。

支払った掛金は全額、社会保 険料控除の対象となり、所得税 や住民税が軽減されます。



こちらから

間全国国民年金基金 **2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000**

## 町税等納期限カレンダー 令和6年度

**固税務課収納対策班 ☎84-1212** 住民課国保年金班 ☎84-1214 福祉課介護班

**284-1257** 

納期月	納期限		町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保健税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
5月	5/31	金		1期(全期)	1期(全期)			
6月	7/1	月	1期(全期)					
7月	7/31	水		2期		1期(全期)	1期(全期)	1期(全期)
8月	9/2	月	2期			2期	2期	2期
9月	9/30	月		3期		3期	3期	3期
10月	10/31	木	3期			4期	4期	4期
11月	12/2	月		4期		5期	5期	5期
12月	1/6	月	4期			6期	6期	6期
1月	1/31	金				7期	7期	7期
2月	2/28	金				8期	8期	8期

※納期限は納期月の末日です。各納期月の末日が土・日曜日にあたる場合は、次の役場開庁日が納期限日になります。

※全期とは、口座振替で全期振替の手続きをしている場合に、最初の納期限日(第1期の納期限)に全額振替になることをいいます。